

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和2年11月13日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000239号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000068号

第1 結論

請求者のA社における平成20年6月27日の標準賞与額に係る記録を44万5,000円とすることが必要である。

平成20年6月27日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年6月27日

私は、育児休業期間中である平成20年6月にA社から支給された賞与の記録が、保険給付の計算の基礎とならない記録となっていることを年金事務所からの通知により知った。育児休業期間中に支給された賞与のため、厚生年金保険料は免除されていたが、請求期間の賞与記録を、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し及びA社から提出された「2008年06月度賞与明細」によると、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、年金事務所が保管していた請求者に係る厚生年金保険育児休業等取得者申出書及びオンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成20年*月*日から同年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていることが確認できる。

さらに、事業主が、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、当該賞与に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出(平成28年11月15日受付)したため、請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない記録となっているところ、事業主から育児休業期間中に係る保険料の徴収免除の申出があった場合は、同法第81条の2の規定により、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、同法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の平成 20 年 6 月 27 日に係る標準賞与額については、A社から提出された「2008 年 06 月度賞与明細」から、44 万 5,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。